

義務教育就学児医療費助成所得制限限度額

Table with 3 columns: 扶養親族等の数, 所得額, 収入額の目安. Rows for 0 to 5 family members.

※収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額。
実際の判定は所得額で行います。
※年少扶養（16歳未満）も扶養親族等の数に換算します。

☆所得制限額に加算する金額

- ・老人扶養親族1人につき 6万円
・6人目以降1人増すごとに 38万円

☆所得額から控除できる金額

- ・社会保険料相当額 一律8万円
・雑損、医療費、小規模企業共済等掛金控除相当額
・障害者控除額 (普通) 27万円、(特別) 40万円
・寡婦・寡夫控除額 (普通) 27万円、(特別) 35万円

小学校へ入学するお子さんの保護者の方へ

③(マル子)医療証を送付します(所得超過の方を除きます)

現在④(マル乳)医療証が発行され、4月に小学校へ入学するお子さんの保護者の方に、③医療証を3月下旬に郵送します。

⑦(義務教育就学児医療費助成)とは

⑦(義務教育就学児医療費助成)とは、小・中学生のお子さん(義務教育就学児)の保険診療の自己負担分について、入院および調剤はその全額(食事療養標準負担金を除く)を、通院は200円(1回当たり)の上限額を控除した額を、市が助成する制度です。

医療証の有効期間は、通常10月1日(翌年の9月30日)ですが、小学校に入学するお子さん(義務教育就学児)の医療証は、通常10月1日(翌年の9月30日)まで有効です。

申請をしてください。医療証が送付された方は医療機関受診時に保険証と⑦医療証を提示し、自己負担額をお支払いください。
◎学校管理下で「けがをした」

「病気になる」ときは、④の医療証は使用しないでください。治療完了までの保険診療にかかる自己負担額の合計が1500円(医療費総額では5000円)以上になった場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付が受けられるので、学校に災害共済給付の申請をしてください。災害共済給付に該当しない場合は、⑦医療証での助成となりますので、子育て支援課(市役所2階)に払い戻し申請をしてください。

より有利な助成制度

保護者が⑧(ひとり親家庭等医療費助成)医療証(⑨)をお持ちの場合は、小・中学生のお子さんにも⑧が適用になりますので、お子さんを含めた⑨医療証を送付します。⑨医療証(一部⑧)をお持ちの場合は、⑦の方が有利なため、お子さんには⑦の医療証を送付します。また、お子さんに障害(身体障害者手帳1・2級、内部障害は3級まで、または愛の手帳1・2度)がある方で、加入している健康保険証被保険者(国民健康保険の場合は世帯主)の市民税・都民税が非課税世帯の場合は、⑦より

後期高齢者医療制度 保険料が年金天引きされている方、4月から年金天引きが始まる方へ

保険料の仮徴収を行います

後期高齢者医療保険料を、年金からの天引きで納める方は、年6回の年金支給月に保険料が特別徴収されます。
◎4月・6月・8月は保険料の「仮徴収期間」です
年間保険料額は、毎年7月に市民税・都民税の所得内容を基に算定し、決定します。そのため、年間保険料額が決定するまでは「仮徴収期間」として、同年2月と同額の保険料を、4月・6月・8月の3回で納めることとなります。7月に年間保険料額が決定し

「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました

近年、橋梁の高齢化により、国内外で橋梁の損傷事故が発生し、重大事故発生の危惧が現実のものとなっています。東久留米市でも、市で管理する橋梁は昭和40～50年代に多く建設され、橋梁の高齢化が進んでいます。これまで市では、日常のパトロールを行い、その都度適切な補修、補強を行ってきま

したが、急速に高齢化が進む橋梁に対して、従来の事後保全の維持管理を継続した場合、維持管理コストが膨大となり、安全・安心の確保のため適切な維持管理を続けることが困難となる恐れがあります。このため市では、橋梁の長寿命化、橋梁の修繕などの費用の縮減、道路網の安全性・信頼性の確保を目的とした予防保全に取り組みするために「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

市税などの納付にご協力ください
3月25日(火)は、国民健康保険税第9期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。詳しくは納税課☎470・7729へ。

《事前に電話でご予約を》

Table with 5 columns: 相談名, 相談日時, 相談員, 予約開始日・定員など, 会場. Lists various consultation services and their schedules.

4月のお気軽に無料相談
お気軽に無料相談

Table with 4 columns: 相談名, 相談日時, 相談員, 会場. Lists direct consultation services.

Table with 4 columns: 訪問します, 妊婦訪問, 赤ちゃん訪問, 訪問希望の方は健康課保健サービス係☎477・0022. Lists home visit services.

※東京都でも、「交通事故相談」☎03・5320・7733を行っています。予約制ではなく当日受け付けのため、詳しくは直接問い合わせてください

◆東久留米市の行政相談・篠宮松美氏(南町、☎465・1839)
▽岡部佳子氏(幸町、☎474・0379)